○浜松医科大学大学院医学系研究科医学専攻博士課程長期履修学生規程

制 定 平成 18 年 4 月 13 日規程第 26 号 最終改正 令和 5 年 9 月 14 日規程第 35 号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、浜松医科大学学則(平成16年規則第25号。以下「学則」という。)第34条第3項の規 定に基づき、大学院医学系研究科医学専攻博士課程(以下「医学専攻博士課程」という。)において長期に わたって計画的に教育課程を履修する学生(以下「長期履修学生」という。)について必要な事項を定める。 (対象学生)
- 第2条 長期履修を希望することのできる者は、職業を有している等の理由により学則第34条第1項で定める修業年限(以下「標準修業年限」という。)を超えて、一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修することを希望する者とする。

(長期履修期間)

第3条 長期履修の期間は、標準修業年限を含めて5年又は6年とする。 (申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、入学年度の4月15日 (10月入学者については10月15日) までに別記様式第1の長期履修申請書により学長に申請しなければならない。

(長期履修期間の変更)

- 第5条 長期履修学生が、許可された履修期間の短縮を希望する場合は、希望する修了予定学期の前学期の 末日までに別記様式第2長期履修期間短縮申請書により学長に申請しなければならない。
- 2 許可された履修期間の変更は、在学中1回限りとし、学期単位とする。 (許可)
- 第6条 第4条の許可は、学長が行い、大学院医学系研究科医学専攻教授会(以下「大学院医学専攻教授会」 という。) に報告する。
- 2 前条の許可は、大学院医学専攻教授会に諮って、学長が行う。 (特例による課程修了)
- 第7条 長期履修学生については、学則第44条第1項ただし書きの規定は適用しない。 (授業料の額)
- 第8条 長期履修学生の授業料の年額は、浜松医科大学諸料金規程(平成16年規程第52号)に定める授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除して算出した額とする。 また、10円未満の端数がある場合はこれを切り上げる。
- 2 第5条の規定により長期履修期間の短縮を認めるときは、当該学生が短縮後に当該期までに支払うべき 授業料の総額から既に徴収した授業料の総額を差し引いた額を徴収するものとする。 (雑則)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、大学院医学専攻教授会に諮って 学長が定める。

附則

この規程は平成18年4月13日から施行する。

附 則(平成19年2月8日規程第14号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月12日規程第23号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月6日規程第12号) この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附 則(令和4年1月26日規程第13号) この規程は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和5年9月14日規程第35号) この規程は、令和5年9月14日から施行する。

別紙様式1

浜松医科大学大学院医学系研究科医学専攻長期履修申請書 [別紙参照]

別紙様式2

浜松医科大学大学院医学系研究科医学専攻長期履修期間変更申請書 [別紙参照]

別紙様式1

浜松医科大学大学院医学系研究科医学専攻博士課程長期履修申請書

浜松医科大学長 殿

指導教員印	副指導教員印

申請者 専 攻 学籍番号 氏 名

下記により、長期履修を許可くださるようお願いします。

1. 長期履修を必要とする理由

2. 指導教員の意見

3. 長期履修の期間

年 月 日 ~ 年 月 日 (標準修業年限を含め5年又は6年とする)

別紙様式2

浜松医科大学大学院医学系研究科医学専攻博士課程長期履修期間変更申請書

浜松医科大学長 殿

指導教員印	副指導教員印

申 請 者 専 攻 学籍番号 氏 名

下記により、長期履修の期間変更を許可くださるようお願いします。

- 1. 長期履修の期間変更を必要とする理由
- 2. 指導教員の意見
- 3. 当初認定された長期履修期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4. 変更後の長期履修期間

年 月 日 ~ 年 月 日